

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年8月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成21年4月13日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ豊中店 三豊市豊中町本山甲字国繁944番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により三豊市から聴取した意見の概要
 - (1) 地域周辺の交通渋滞を招かぬよう、誘導指示や交通整理員の適切な配置など円滑な交通の確保に努めること。
 - (2) 騒音等周辺環境へ与える影響に十分に配慮すること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
三豊市商工会
 - (2) 意見の概要
 - ・青少年健全育成の観点から、夜間に青少年が屯することがないように営業時間内に常駐の警備員を配置するなど必要な対策を講じること。
 - ・コミュニティバス及びタクシー乗場を店舗駐車場内に確保するなどして、出入口周辺の交通渋滞の回避や安全の確保に努めること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年8月21日（金曜日）から同年9月24日（木曜日）まで